

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	20	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	少額償却資産の固定資産税の課税客体からの除外措置の創設	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 取得価額 30 万円未満の少額償却資産 ・ 特例措置の内容 取得価額 30 万円未満の少額償却資産について、固定資産税の課税客体から除外する措置を設ける。 	
関係条文	地方税法第341条第4号、地方税法施行令第49条	
減収見込額	(初年度) ▲1,558 (-) (平年度) ▲1,651 (-) (単位:百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 厳しい経営環境にあり、事務処理能力に制約のある中小企業者等における事務効率の向上に資する設備投資を促進し、今般の消費税率の二段階の引上げへの円滑な対応を促す。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成23年に中小企業庁が実施した消費税実態調査によると、売上・仕入や経費等の計算方法として、現在手計算で処理をしている中小企業者等が約44%にのぼっている。売上規模で見ると、売上高5千万円以下の中小企業者等で約46%、売上高1千万円以下では約64%もの中小企業者等が依然として手計算で経理処理している状況にある。 また、これらの中小企業者等の大半は経理事務に1人ないしは2人で対応している状況であり、経理事務負担が重くなっている。 今般の消費税率の二段階の引上げにより、これらの中小企業者等の事務負担は増加することとなるため、パソコン等の導入など事務効率の向上に資する設備投資を促進し、消費税率の引上げへの円滑な対応を促すことが必要である。 さらに、本特例措置を実現し、少額償却資産の管理や納税事務負担を軽減することで、すでにパソコン等を導入している中小企業者等についても、消費税率の引上げによる業績への影響を最低限にとどめることが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心												
	政策の達成目標	中小企業者等の中でも特に規模の小さな中小企業者等においては、消費税率の二段階の引上げへの対応として事務効率の向上が不可欠であることから、個人事業主に関しては、平成 25 年に実施する「個人企業経済調査」（総務省）での従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合 5 割への到達を、法人に関しては、平成 25 年に実施する「中小企業税制アンケート」（中小企業庁）での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコン利用割合が 20 名以上の企業の水準である 9 割への到達を目指す。												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 25 年度より 3 年間												
	同上の期間中の達成目標	個人事業主については、「個人企業経済調査」（総務省）での従業員 20 名未満の事業者におけるパソコン利用割合 5 割。法人については「中小企業税制アンケート」（中小企業庁）での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 9 割。												
	政策目標の達成状況	—												
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>〔適用者数〕</th> <th>〔減収額〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>363,424 者</td> <td>1,558 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>367,646 者</td> <td>1,651 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>369,478 者</td> <td>1,730 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典）「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）より推計。 本特例措置は、すべての業種で適用可能とするものとしている。</p>		〔適用者数〕	〔減収額〕	平成 25 年度	363,424 者	1,558 百万円	平成 26 年度	367,646 者	1,651 百万円	平成 27 年度	369,478 者	1,730 百万円
		〔適用者数〕	〔減収額〕											
平成 25 年度	363,424 者	1,558 百万円												
平成 26 年度	367,646 者	1,651 百万円												
平成 27 年度	369,478 者	1,730 百万円												
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本特例措置の実現による事務負担軽減効果は約 330 億円であり、その事務負担軽減効果により、中小企業者等における営業活動等を強化する余力が生じることで、我が国経済全体として約 680 億円の経済波及効果が生じると試算される（中小企業庁委託調査による試算）。</p> <p>また、中小企業者等は、現在においても消費税に関する事務として、売上・仕入・経費について、取引毎に課税取引か否かの判断をして記帳する等の消費税特有の記帳・経理及び申告・納税の負担等を負っている。本特例措置が新設されず、消費税率の二段階の引上げへの円滑な対応がなされなかった場合には、新・旧税率の帳簿上の管理などの追加的な事務負担の発生に伴い、その業績に悪影響を及ぼすことが懸念される。</p>													
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>本特例措置の他に設備投資の促進を目的とするものとして、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、主として生産性向上のための機械・装置、器具・備品の一部（電子計算機、デジタル複合機、測定工具及び検査工具、試験又は測定機器）のうち、取得価格が一定額以上（機械・装置：160 万円／1 台、電子計算機：120 万円／1 台あるいは複数台、デジタル複合機：120 万円／1 台、測定工具及び検査工具、試験又は測定機器：120 万円以上／1 台あるいは 30 万円以上の複数台）のものを対象としている一方で、本特例措置は 30 万円未満の少額償却資産のみを対象としており、対象範囲が異なる。</p> <p>なお、国税については、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」が措置されているが、地方税については措置されていない。</p>												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—												
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、事務処理能力に制約のある中小企業者等全体の課題である消費税率の二段階の引上げへの円滑な対応への措置であることから、補助金等一部の者のみしか対象とならない措置と比べ、より多くの中小企業者等が対象となる税制措置として講じることが妥当である。</p> <p>また、適用対象となる設備の取得価額も 30 万円未満として、政策目的に照らし適切な範囲内での設備投資の促進を図るものであり、国民の納得が得られる必要最低限度の措置である。</p>												

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—